

業務指示書

サモア国ヴァイシガノ橋架替計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月30日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月4日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁設計に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：サモア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：サモア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月8日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写3部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 本業務における直接人件費単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

気象調査及び水理・水文調査、地形測量、地質調査、交通量調査、環境社会配慮関連調査、社会状況調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(WST1 = 50.242 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/橋梁計画
橋梁設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年4月15日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

サモア国ヴァイシガノ橋架替計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/橋梁計画	(40.00)	(18.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	9.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(18.00)
カ) 類似業務の経験	-	9.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

サモアは、総人口の約8割にあたる14万人以上が、首都アピア市のあるウポル島に居住している。国内道路総延長は1,150km、橋梁は52橋、このうち44橋はウポル島にある。ヴァイシガノ橋は、首都アピア市とサモア唯一の商港であるアピア港や、ファガリ空港（国内線）をつなぐ主要幹線道路上に位置している。同橋の交通量は14,300台/日（2013年）と、2003年から2013年の10年間で約1,700台/日の増加が確認されるなど、ウポル島の道路ネットワークにおいて重要な橋梁として位置付けられる。

20世紀初頭に7径間の鋼橋として建設されたヴァイシガノ橋は、1953年に既存下部工を補強した上でコンクリート橋に再建された。1994年に鉄筋腐食やコンクリート剥離といった塩害による損傷の補修工事が実施されたものの、再度同様の損傷が発生し、2002年以降、大型車の通行が禁止されている。このため、アピア港からウポル島西部の工業地区に物資を運搬する大型車は、上流側に位置するレオネ橋への迂回を余儀なくされていた。

同国では、これまでもサイクロンにより度重なる被害を受けていたが、2012年の大型サイクロン「エヴァン」は同国の道路インフラに甚大な被害を及ぼした。ヴァイシガノ橋では上部工が冠水し、下部工基礎の保護工の損壊等が確認された。またヴァイシガノ橋の迂回路となっていたレオネ橋は、河川上流山間部から流されてきた倒木等で大きな被害を受け通行不能となった。そのため現在では、大型車は更に上流に位置するレラタ橋への迂回を余儀なくされ、ヴァイシガノ橋通行時に比べて1時間余りの迂回時間とそれに伴う走行経費の負担を強いられている。

以上のことから、同国では、ヴァイシガノ橋の架替が喫緊の課題となっている。サモア政府は、「サモア開発戦略2012-2016」の中で、インフラ整備を優先分野とし、気候変動に対応できる強靱な道路建設の拡充を目標にしており、「ヴァイシガノ橋架替計画」（以下、「本事業」という。）は、2011年策定の「サモアインフラ戦略計画」においても優先道路プロジェクトの一部に含まれている。

2. 事業の概要

(1) 目標：

本事業は、ヴァイシガノ橋を大型の自然災害にも耐えうる新橋として建設することにより、現在通行禁止になっている大型コンテナ車輛等が通行できるレベルへの機能復旧・強化を図り、もってサモアの持続的経済発展に寄与するもの。

(2) 概要：

ウポル島アピア市郊外の幹線道路に位置するヴァイシガノ橋を架け替えるもの。

(3) 対象地域（サイト）：

ウポル島アピア市郊外

(4) 実施機関：

陸運局（Land Transport Authority）

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、サモア政府から要請のあった「ヴァイシガノ橋架替計画（Project for Reconstruction of Vaisigano Bridge）」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがサモア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査、の2回の現地調査を予定している。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を各一週間程度参加させる。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

世銀と豪州政府が実施する「道路アクセス強化プロジェクト」では、2012年の大型サイクロン「エヴァン」により被災した幹線道路・橋梁の復旧工事を実施している。これらの設計資料や、サモア政府が実施した交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計・施工時の課題、問題点、解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

また、我が国無償資金協力「アピア港安全向上計画」（2015年6月E/N、G/A締結）や「都市水道改善計画」（2014年2月E/N、G/A締結）のコンサルタント・施工業者から情報収集を行うとともに各種調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(5) 橋梁形式

20世紀初頭に建設されたヴァイシガノ橋は当初7径間の鋼橋であったが、1953年に既存の橋台・橋脚の補強を実施した上でコンクリート橋に再建された。1994年に塩害に起因する損傷（床版下面コンクリートの剥離、鉄筋腐食等）の補修が行われたものの、再度同様の損傷が発生し、2002年からは大型車の通行禁止措置が実施されている。更に2012年の大型サイクロンでは、上部工が冠水し、下部工基礎の保護工の損壊等が確認されている。

新橋の橋梁形式の検討においては、温暖化に伴う海水面上昇の影響やサイクロンによる高潮、波浪、河川増水等、水理・水文調査結果を考慮するとともに、塩害対策についても十分考慮する。

(6) 架橋位置

本事業は、現橋の架け替え（撤去・新設）を想定しているが、架橋位置については、自然条件、社会条件、経済性、道路計画（4車線化の必要性等）の妥当性等をふまえて適切な架橋位置を検討する。なお、架橋位置を見直す場合は用地取得及び住民移転の影響が最小限となるよう検討する。また、施工中の迂回路の必要性についても併せて検討する。

(7) 交通量調査

ヴァイシガノ橋は2002年から大型車の通行禁止措置が行われているが、同橋の交通量は14,300台/日（2013年）と10年間で約1,700台/日の増加が確認されている。本橋架け替え後は迂回していた大型車両に加え、アピア港の改修に伴う港湾作業の活性化による交通量の増加が予想される。交通量調査は、現在のヴァイシガノ橋の調査とともに迂回している大型車両の調査を行う。将来交通量はこれら調査結果に基づきアピア港改修後の大型車両の増加を加味した上で適切に推定する。

(8) 4車線化

将来交通量推定を基に、接続道路の拡幅余地を考慮した上で4車線化の必要性について検討を行う。4車線化が必要と判断される場合は、将来の拡幅を考慮した橋梁構造を検討する。

(9) 維持管理

新橋建設後の維持管理計画を策定し、サモア政府側に適切な予算措置及び維持管理の実施を働きかけるとともに、日常点検等の維持管理作業に係るソフトコンポーネントの必要性について検討する。また、過積載車両の通行は橋梁の寿命を縮める大きな原因となることから過積載車両の通行が橋梁に及ぼす影響について先方実施機関に理解させるとともに、適切な対応を実施させる。

(10) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

サモア唯一の商港であるアピア港では、岸壁の延長及びコンテナヤードの補修をメインとした港湾施設の改修やタグボートの修復を行い、安全で効率的な港湾機能の確保を図ることを目的とした無償資金協力「アピア港安全向上計画」が実施中である。同事業によりアピア港の港湾活動の活性化が期待され、本事業で建設される橋梁の事業効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行う。

なお、事業効果は日交通量や大型車両の交通量、アピア港からウポル島西部の工業地区までの移動時間短縮、同橋を利用する旅客数・貨物量等、本事業により期待される成果を定量的指標として示せるよう検討する。更にライフラインの確保という観点からも定量的指標を検討する。

また大型車両の燃料コスト削減や円滑な物流サービスの向上に関するデータ、対象地域の貧困データ、ジェンダー関連データ等を収集・整理し、定性的効果について検討する。

(11) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境ガイドライン」)に掲げる道路、鉄道、橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断される。また、JICA 環境ガイドラインが掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、JICA 環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。このためサモアにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援などを行う。

(12) ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、対象国におけるジェンダー関連の政策・制度やインフラセクターにおける他ドナー事業のフェンダー視点の取組を調査・確認し、その結果を調査結果に取りまとめる。本橋梁の設計・施工においては、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。

また、住民移転が発生する場合は、その影響は男女で異なることが予見されることから、住民移転計画支援において以下の点を考慮すること。

- ・住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- ・男女双方からのヒアリングを通じた対象地域非影響住民の適切な状況把握
- ・寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な状況におかれた世帯がいる場合、特別保証措置の検討
- ・補償金が支払われる場合、支払方法の検討(男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等といった事例に対する対応)

(13) 安全対策等に関する配慮

本事業は、施工時の安全対策上の注意が必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて準備調査を行い、安全管理ガイドンス

に係る先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映させる。また、適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映させる。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) サモア国の開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本事業の位置づけ及び整合性について確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容、及び教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制・維持管理体制の確認

事業実施機関である陸運局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。
また、完工後の維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を有しているか確認する。

(5) サイト状況調査

1) 現橋状況調査

現橋の損傷状況や添架してあるユーティリティ等を確認する。損傷状況についてはその原因を可能な限り究明し、その対応策を新橋設計に反映させる。添架されているユーティリティは新橋架け替え時の対応についてその管理者と協議を行う。また、架設地点の周辺状況を踏査し、架設地点や新橋建設時の仮設ヤード等の検討を行う。

2) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、橋梁建設予定箇所において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、湿度、降水量、災害履歴、地形測量、地質調査などが含まれる。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロ

ポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

(6) 環境社会配慮

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定める環境社会配慮手続きを確認し、必要な追加調査・検討を行い EIA/IEE 案としてまとめ、手続きの支援を行う。

なお、以下の環境社会配慮関連調査の補助業務については、現地再委託にて実施することを認める。環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・関係機関の役割
- 3) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(7) 社会状況調査

橋梁改修による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とする。他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設等）の分布、アクセス状況
- 2) 現状における対象サイト周辺の渡河状況の詳細
- 3) ネットワークの観点からの便益
- 4) 災害時のライフライン確保の観点からの便益
- 5) 貧困率データ（当該国の貧困率、案件の受益者に占める貧困層の割合）

(8) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況の把握、橋梁の劣化には軸荷重が大きく影響することから橋

梁設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要なとなる基礎データの整理のため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても必要に応じて調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動、及び橋梁架け替え後の転換交通量を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画、および、「5. 実施方針及び留意事項（5）事業効果に影響を与えうる関連事業の確認」の項に示す事業調査を踏まえ、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、対象地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、安全率を見込んだ適切なパラメータを検討の上、随時JICAに協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

また、SDGs 目標達成のための取組指標として定めている旅客数（人）・貨物量（t）を把握するため、これらのデータを入手するのに必要な調査も併せて実施すること。

- (9) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、
運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。
施工計画・積算の必要精度を確保するため、サモア側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。
- (10) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認
橋梁計画を検討するに当たり、世銀と豪州政府が実施する「道路アクセス強化プロジェクト」やサモア政府が実施した交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に採用されている設計法等の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。
- (11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）
本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。
サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(12) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、基本計画に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

交通量推定から将来の4車線化が必要と判断される場合は接続道路の4車線化も含めて計画を提示する。この場合、新橋の設計は将来の4車線化を考慮した設計を実施すること。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

基本計画についてはサモア側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする基本計画を決定する。なお、サモア側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

(13) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や下請け業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。また、実施中及び実施済みの無償資

金協力事業において免税措置でどのような問題が生じているのか確認するとともに、問題があった場合には本事業での対応策をサモア政府関係者と協議する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(14) 事業の維持管理計画策定

架け替え後の橋梁の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理するとともに、それら業務の実施体制・方法を検討する。また、必要に応じて維持管理に係るソフトコンポーネントの検討を行う。

(15) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者への概要説明前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイト状況、自然条件、現地調達事情といった事業実施に重要なポイントの調査結果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(16) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。なお、事業費が30億円を超える可能性がある案件では照査も行う。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」（以下、無償報告書ガイドライン）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア. 実施時期

- イ. 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ. 概略の仕様
- エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

(17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(20) 事業の評価

事業の評価はDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標としては、①全車両の通行台数（台/日）、②大型車の通行台数（台/日）、③大型車のアピア港ーウポル島西部工業地区間の移動時間（分）、④旅客数（人）・貨物量（t）を想定している。また、災害時のライフライン確保の観点についても適切な定量的指標を検討すること。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容につい

て JICA と協議する。

(2 2) 準備調査報告書 (案) の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書 (案) をサモア政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(2 3) 準備調査報告書等の作成

サモア政府関係者等への準備調査報告書 (案) の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費 (無償) 積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (10) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 8 部
: 英文 10 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 10 部 |
| (4) 準備調査報告書 (案) | : 和文 10 部
: 英文 10 部 |
| (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 | : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。) |
| (6) 概要資料 (国債登録用) | : 和文 1 部 |
| (7) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む。) |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文 (製本版) 10 部及び CD-R 2 枚
(※完成予想図及び
進捗報告書初版を含む。) |
| | : 英文 (製本版) 20 部及び CD-R 2 枚
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度) |
| (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 | |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

- 注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年5月下旬より第1回現地調査（概略設計）を行い、2016年11月下旬に第2回現地調査（概要説明）を実施することを想定する。2016年12月上旬までに概要資料、3月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。ただし、国債案件の国会登録手続きのため2016年10月上旬までに概要資料ドラフト（事業費は概算レベルで可）を作成・提出すること。

	2016年								2017年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前準備	□										
第1回現地調査(概略設計)		■	■	■	■	■	■				
国内作業①				□	□	□	□	□			
第2回現地調査(概要説明)								■			
国内作業②								□			
概要資料提出						△ ドラフト		▲			
報告書提出	▲ IC/R						▲ DF/R				▲ F/R

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 23.50M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／橋梁計画（2号）
- 2) 橋梁設計（3号）
- 3) 交通量調査/社会状況調査
- 4) 環境社会配慮
- 5) 自然条件調査（地形・地質）
- 6) 自然条件調査（気象・水理・水文）
- 7) 施工計画/調達事情/積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料

(1) 参考資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館にて閲覧可能。
<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

【協力準備調査（無償）】

- ・「サモア国 安全性向上のためのアピア港改修計画準備調査報告書」

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000020486>

・「サモア国 都市水道リハビリテーション計画準備調査 最終報告書」

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000014242>

(2) 配布資料

以下の資料を業務指示書配布時に併せて配布いたします。

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ サモア国開発計画 (Strategy for the Development of Samoa 2012-2016, SAMOA National Infrastructure Plan)
- ・ Tropical Cyclone Evan - Assistance to Land Transport Authority for Bridge Damage Assessment and Recovery Planning
- ・ ヴァイシガノ橋交通量調査データ
- ・ 車種別車両登録データ
- ・ 環境社会配慮カテゴリー B 案件報告書執筆要領 (2011年6月)

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第2回現地調査 (概要説明)

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積もりとする。

- (1) 気象調査及び水理・水文調査
- (2) 地形測量
- (3) 地質調査
- (4) 交通量調査
- (5) 環境社会配慮関連調査
- (6) 社会状況調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2012年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を

可能な範囲で行うこと。

なお、サモア国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。なお、これらの費用は別見積もりとする。

- (1) 気象調査、水理・水文調査に係る資料収集等
- (2) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (3) 環境社会配慮調査に係る現地調査、資料収集等
- (4) 社会状況調査に係る現地調査、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAサモア支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同支所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相

談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙1)

サモア国ヴァイシガノ橋架替計画準備調査
にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的 : 橋梁設計の検討に必要な地表水・河川水・地下水・海象(潮位、波浪等)の特性を把握する

調査位置 : 施工予定箇所とその周辺

調査内容 : ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、気温・湿度・降水量等の気象記録、周辺利水データ、地下水観測、河川水位、河床変動、流量、流速、災害履歴等

実施方法 : 直営または現地再委託(必要に応じ調査補助員の備上を認める)

成果品 : 観測記録、分析結果等

(2) 地形測量

調査目的 : 橋梁設計および施工に必要な地形や河川の情報及び必要に応じ海岸・海底地形情報を把握する

調査位置 : 施工予定箇所とその周辺

調査内容 : 平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量

参考規模 : 既存ヴァイシガノ橋 橋長 74.7m 幅員 11.6m (車道 3.5m×2、歩道 2.3m×2)

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 地形図、平面・縦・横断図等

(3) 地質調査

調査目的 : 橋梁設計および施工に必要な地質の状況を把握する

調査位置 : 施工予定箇所とその周辺

調査内容 : 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験、骨材材料試験等

参考規模 : 既存ヴァイシガノ橋 橋長 74.7m 幅員 11.6m (車道 3.5m×2、歩道 2.3m×2)

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 地質調査報告書等